

工事請負契約

東崎公園整備工事(平成18年度の完成予定)

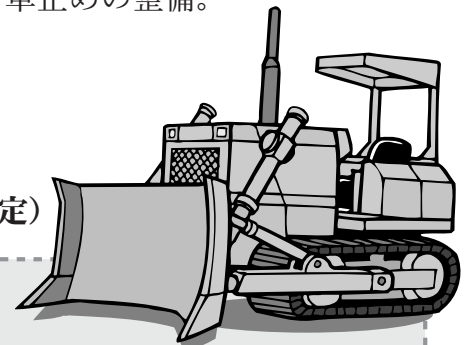
契約金額	1億9,426万円
契約の相手	代表者 三善建設株式会社 (西原町) 構成員 有限会社燕建設 (西原町)
契約の方法	町内18社、町外6社による指名競争入札
工事期間	平成17年7月1日～平成18年1月20日まで

工事の内容

駐車場・前庭・エントランス広場の整備とそれに伴う排水施設、沿路の整備、その他に運動施設としてバスケットコート・足つぼマッサージ道路、便益施設としてベンチ・水飲み場、管理施設としてバックネット・防球フェンス・車止めの整備。

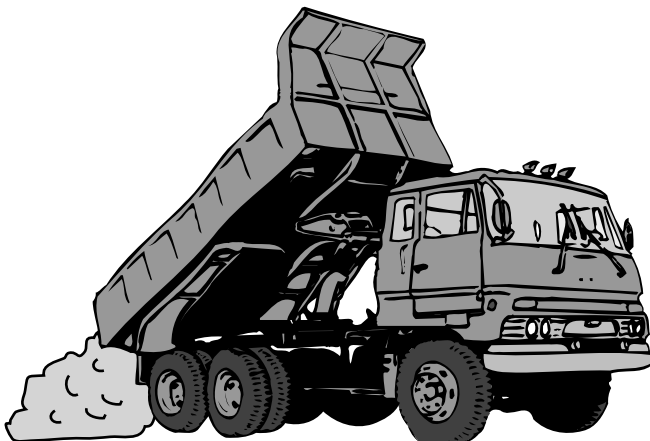
東崎都市緑地整備工事(平成19年度の完成予定)

契約金額	1億3,230万円
契約の相手	代表者 株式会社丸政土建 (西原町) 構成員 オキアス建設株式会社 (西原町)
契約の方法	町内19社、町外5社による指名競争入札
工事期間	平成17年7月1日～平成18年1月20日まで

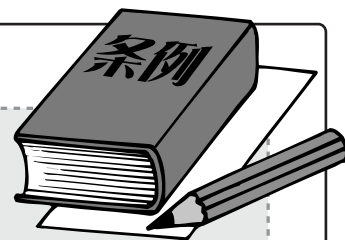


工事の内容

敷地造成・駐車場・ふれあい広場・交流広場・沿路等の整備、便益施設として、水飲み場、管理施設として車止め・門、それらの整備に伴う排水施設の整備。



町税の改正



法律が改正されたことにより、西原町の税条例も改正しなければならないためのもの

改正の主なもの

65才以上の者で125万円以下の所得であれば、非課税だったのが、非課税の範囲から除外し、段階的に廃止するもの。

例

夫婦とも65歳以上の者で、夫の年金が245万円、妻の年金が100万円以下、社会保険の控除が7万3千円とした場合。

平成18年度の課税額は	1/3課税で	所得割 7,900円 + 均等割1,000円 = 8,900円
平成19年度の課税額は	2/3課税で	所得割17,200円 + 均等割2,000円 = 19,200円
平成20年度の課税額は	100%課税で	所得割25,800円 + 均等割3,000円 = 28,800円

となります。

職員の勤務時間の改正

国・県や他の市町村等が週40時間の勤務時間をとっていることを勘案し、これまで本町職員の勤務時間が週38時間45分であったのを国・県・他の市町村と同様の勤務時間に改正するもの。

1週間の勤務時間 38時間45分⇒40時間

1日の勤務時間 7時間45分⇒8時間

※8時30分～5時15分までの勤務時間になる。(9月1日から施行)